

# 担当手通信

第36号  
令和元年8月発行



大仙市 農林部 農業振興課  
大仙市大曲花園町1番1号  
電話: 0187-63-1111  
FAX: 0187-62-9388

## 今回のラインナップ

- ★消費税が変わります
- ★令和2年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業の要望取りまとめを行います
- ★令和元年度機構集積協力金の交付基準について

8%

# 消費税が変わります

10%



## 1 軽減税率制度が導入されます。

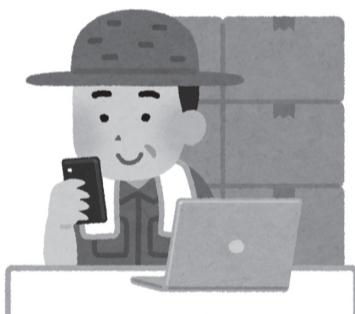
本年10月1日より、消費税及び地方消費税の税率が現行の8%から10%に引き上げられます。

同時に、飲食料品（酒類・外食を除きます）及び新聞（定期購読しているもの）を対象として、税率を8%のまま据え置く『軽減税率制度』が導入されます。

例えば、農業者が食品として流通する農作物を販売した場合の消費税率は8%、農作業等の受託収入に係る消費税率は10%となります。



## 2 区分経理等を行う必要があります。



軽減税率対象品目（飲食料品など）を取り扱う事業者（農業者が該当します。）は、軽減税率対象品目に該当するかどうかを明示した請求書（『区分記載請求書』といいます。）の発行や、税率区分ごとに売上や経費を記帳（『区分経理』といいます。）する必要があります。

なお、消費税免税事業者の方であっても、取引先から区分記載請求書の発行を求められる場合がありますのでご注意ください。

### ○消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）のご案内

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

**0120-205-553**

【受付時間】 9:00~17:00 (※土日祝除く。)

### ○消費税軽減税率制度説明会にお越しください

大曲税務署において、事業者を対象とした消費税軽減税率制度等の説明会を下記の日時に開催しますので、ご都合の良い日時にぜひお越しください。

開催月日	開催時間	開催場所
9月10日(火)	13:30 ~ 15:30	大曲市民会館小ホール
10月 9日(水)	13:30 ~ 15:30	大曲市民会館小ホール
11月19日(火)	12:00 ~ 12:30	大曲市民会館大ホール
	15:30 ~ 16:00	大曲市民会館大ホール
12月17日(火)	13:30 ~ 15:30	大曲市民会館小ホール

※11月19日は、年末調整説明会に引き続いての開催となるため、開催時間・場所が異なりますのでご注意ください。

# 令和2年度実施予定の農業用機械等購入に対する 補助事業の要望取りまとめを行います

経営面積の拡大や複合経営の新規取り組みなどを計画し、農業用機械・施設の導入を検討されている方は、9月27日（金）まで、居住地域の各支所農林建設課及びJA各営農センター、市役所農業振興課にご相談ください。

国・県・市の補助事業の実施内容については現在のところ未定ですが、事業実施には、付加価値額の拡大（所得向上）や対象機械ごとの必要面積など様々な要件がありますので、ご注意ください。

また、要望したことでは必ず事業採択されるものではありません。あらかじめご了承ください。

## 【参考】令和元年度に実施している事業内容等

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）

適切な「人・農地プラン」が作成された地域において、中心経営体が融資を受けて農業用機械・施設等の導入をする場合に、融資残へ補助金を交付できる事業です。経営発展の取り組みを行う地域農業の担い手を支援します。

【対象】トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械や乾燥調整施設等の施設

【対象者】人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者等

【補助率】税抜事業費の3／10以内（上限額：先進タイプ 個人1,000万円、法人1,500万円／地域タイプ 個人法人問わず300万円）

- 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業（県単補助事業）

県の戦略作物の生産拡大に必要な農業用機械・施設等の整備費を支援します。

【対象品目】野菜、花き、果樹、土地利用型作物、畜産、6次産業化

【対象者】認定農業者、認定新規就農者、女性農業者等

【補助率】4／12以内 ※市の協調助成あり（1／12～3／12）

## 令和元年度機構集積協力金の交付基準について

### 地域に対する支援

#### ◆地域集積協力金◆

人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構（秋田県農業公社）に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付される協力金です。

##### （1）集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

	機構の活用率（※1）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超、40%以下	4%超、15%以下	1.0万円／10a
区分2	40%超、70%以下	15%超、30%以下	1.6万円／10a
区分3	70%超	30%超、50%以下	2.2万円／10a
区分4	—	50%超	2.8万円／10a

##### （2）集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超、70%以下	0.5万円／10a
区分2	70%超	1.0万円／10a

※1 機構の活用率は、以下の計算方法により算出します。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{「地域」の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

再貸付面積とは？過去に機構に貸付した農地の再貸付や期間満了に伴い更新した農地

※2 （1）と（2）を重複して受給することはできません。

### 個人に対する支援

#### ◆経営転換協力金◆

農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者、または、農地の相続人で農業経営を行わない者が農地中間管理機構（秋田県農業公社）に農地を貸し付け、その農地が機構から受け手へ転貸された場合、貸付面積に応じて交付される協力金です。

	交付単価	上限額
令和元～3年度	1.5万円／10a	50万円／戸

### 秋田県配分基準

優先配分 ① 地域集積協力金  
集積・集約化タイプ > ② 地域集積協力金  
集約化タイプ > ③ 経営転換協力金

- 全国一律の交付単価とし、「地域集積協力金」に優先配分します。
- 協力金の種類毎に、交付対象面積のうち、新たに担い手に集積された面積の割合が高い順に優先配分します。
- 新たに担い手に集積された面積の割合が同率の場合は、交付対象面積が大きい順に優先配分します。
- 経営転換協力金は、要件を満たした翌年度まで申請可能ため、本年度に仮に配分できなかった場合は、翌年度に優先配分します。

### 【農地中間管理事業を活用しましょう！】

農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りについては、隨時相談を受け付けておりますので、農地の貸し借りを検討されている方はお近くのJA各営農センター、市役所農業振興課・各支所農林建設課及び農業委員会にご相談ください。